

別表十七の二（四）付表の記載の仕方

- 1 この表は、連結親法人が措置法第68条の89の2（第3項を除きます。）又は第68条の89の3（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載します。
- 2 「支払利子等の額1」は、措置法第68条の89の2第2項第2号に規定する支払利子等の額を記載します。
- 3 「支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額(4)及び(6)に該当するものを除く。2」は、措置法第68条の89の2第2項第3号イに定める金額を記載します。
- 4 「一定の公共法人に対する支払利子等の額(6)に該当するものを除く。3」は、措置法第68条の89の2第2項第3号ロに定める金額を記載します。
- 5 「対象外支払利子等の額7」は、措置法令第39条の113の2第12項各号《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載します。
- 6 「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額等の計算」の各欄は、措置法令第39条の113の2第7項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係るものにつき、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、同条第8項に規定する平均負債残高、当該除外対象特定債券現先取引等に係る同条第9項に規定する対応債券現先取引等に係る資産に係る同項に規定する平均資産残高、措置法第68条の89の2第2項第3号ニに掲げる支払利子等の額及び当該対応債券現先取引等に係る措置法令第39条の113の2第21項に規定する受取利子等の額を記載します。
- 7 「特定債券利子等の額15」は、措置法第68条の89の2第2項第3号へに規定する特定債券利子等（以下「特定債券利子等」といいます。）の額を記載します。
- 8 「(15)のうち特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額(16)に該当するものを除く。17」は、「15」の金額のうち、当該連結法人から特定債券利子等を受ける者の措置法第68条の89の2第2項第3号イに規定する課税対象所得に含まれる特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除きます。）の額を記載します。
- 9 「(15)のうち一定の公共法人に対する特定債券利子等の額(16)に該当するものを除く。18」は、「15」の金額のうち、措置法令第39条の13の2第7項《対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除きます。）の額を記載します。
- 10 「(15)×(95%又は25%)20」は、特定債券利子等の額が、国内において発行された債券に係るものである場合には「又は25%」を消し、国外において発行された債券に係るものである場合には「95%又は」を消します。